

発電ガイドラインについて

平成15年7月18日
国土交通省河川局

発電ガイドライン該当発電所の概要

1. 水利権の許可更新時に河川環境保全のため流量を流下させる発電所の条件等の概要

(1) 流域変更により、発電取水口又は発電ダムの存する河川が属する水系以外の水系に分水し、又は海に直接放流するもの。

(2) 減水区間の延長が10 km以上のもので、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの。

発電取水口等における集水面積が200 km²以上のもの。

減水区間の全部又は一部が自然公園法の区域に指定されているもの。

減水区間の沿川が観光地又は集落として相当程度利用されているもの。

など。

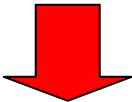
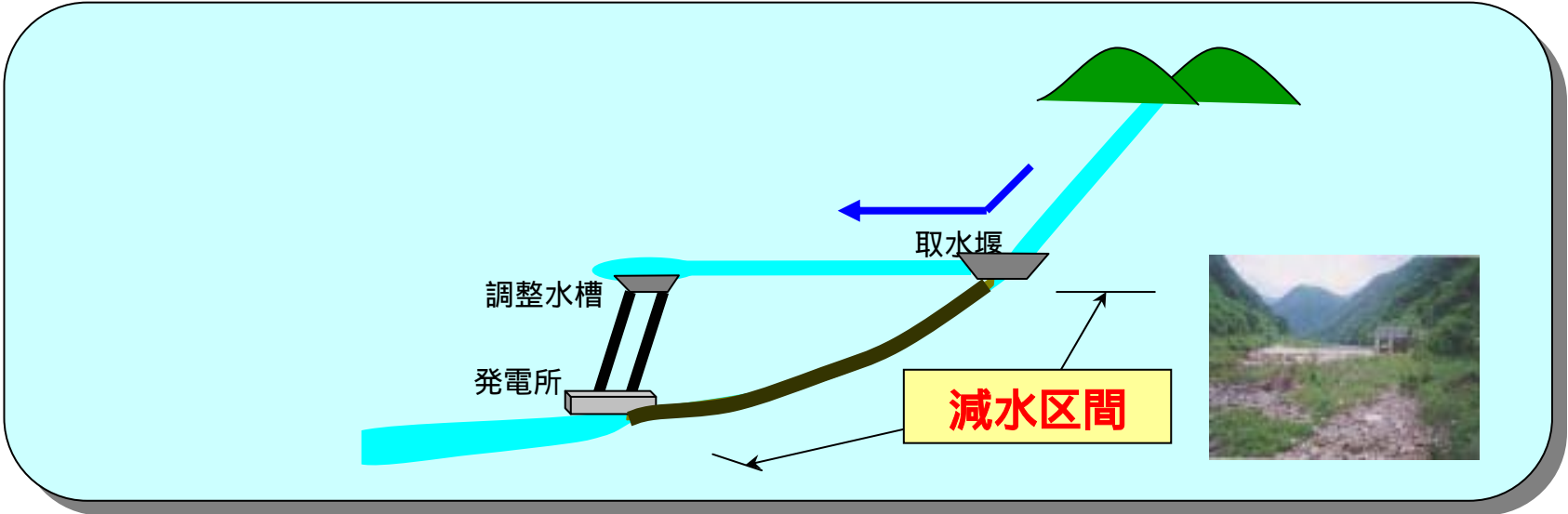
2. 河川維持流量

(1) 河川維持流量の大きさについては、発電取水口等における集水面積100 km²当たり概ね0.1 ~ 0.3 m³/s程度とするものとする。

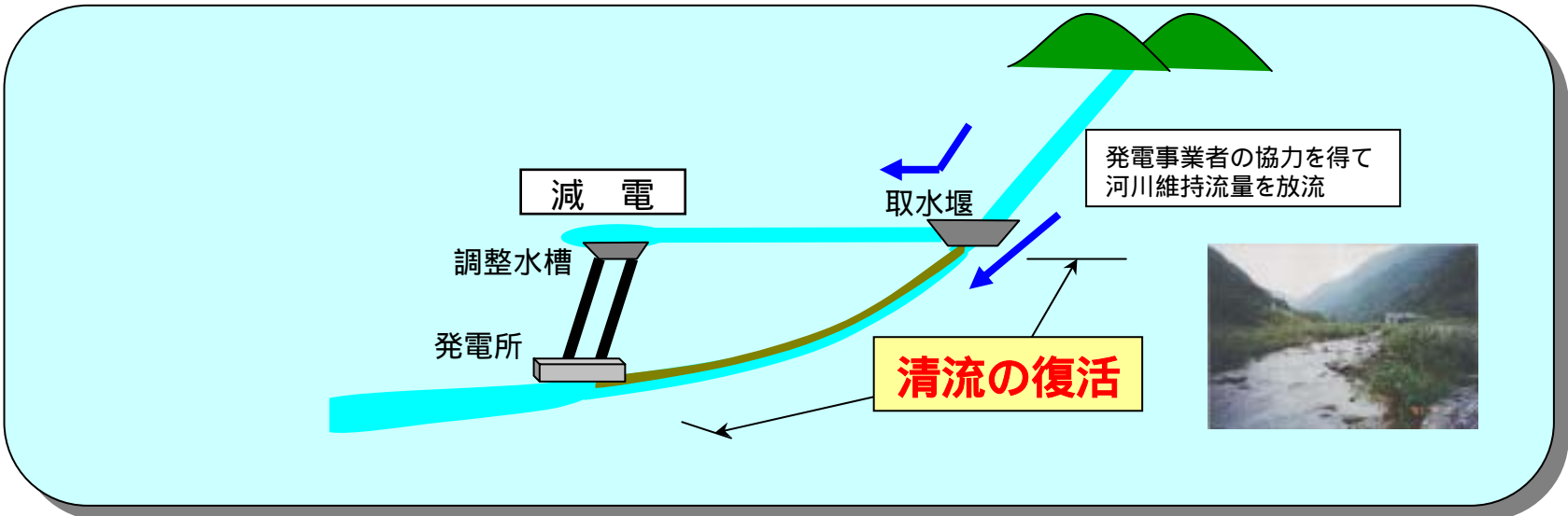
ただし、「減水区間に係わる地元市町村等との合意等により、発電水利使用者が運用により放流を行い、又は行おうとしている発電所等において河川管理者が当該流量以下でやむを得ないと認めたとき又は当該流量以上必要があると認めたときには、これによらないことができるものとする。

など。

発電ガイドラインによる清流回復(イメージ)



発電水利権の期間更新時



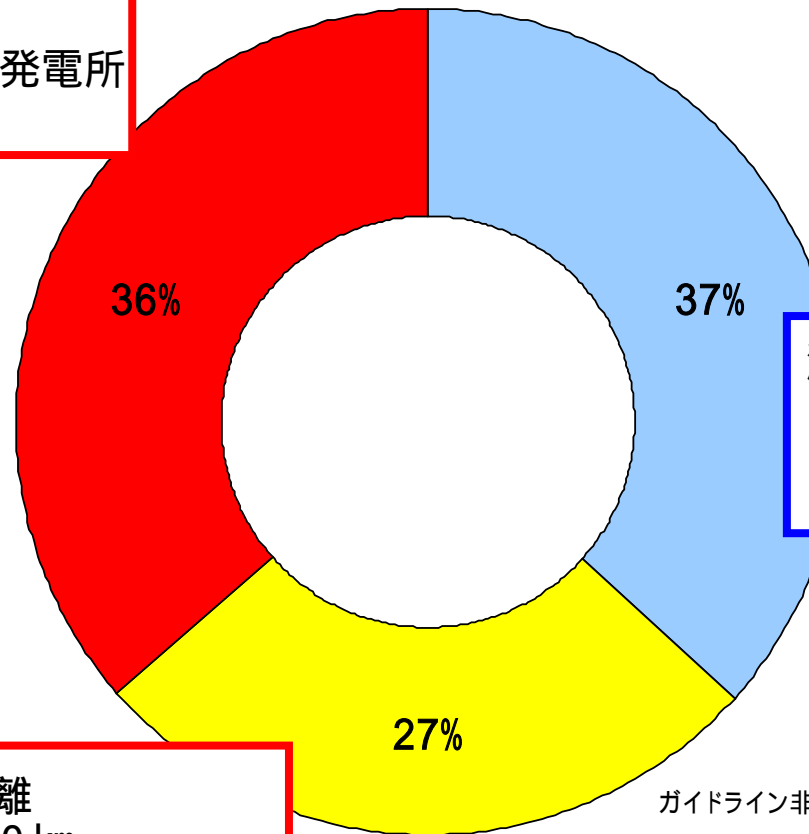
ガイドラインによる清流回復延長(一級水系)

平成14年3月末現在

減水区間総距離約9600km
全発電所数 1550発電所

減水区間距離
約3500km
ガイドライン非該当発電所
1044発電所

減水区間距離
約6100km
ガイドライン該当発電所
506発電所



清流回復

減水区間距離
約3500km
ガイドライン処置済
287発電所

今後の課題

減水区間距離
約2600km
ガイドライン未処置
219発電所

ガイドライン非該当発電所は、以下のとおり。

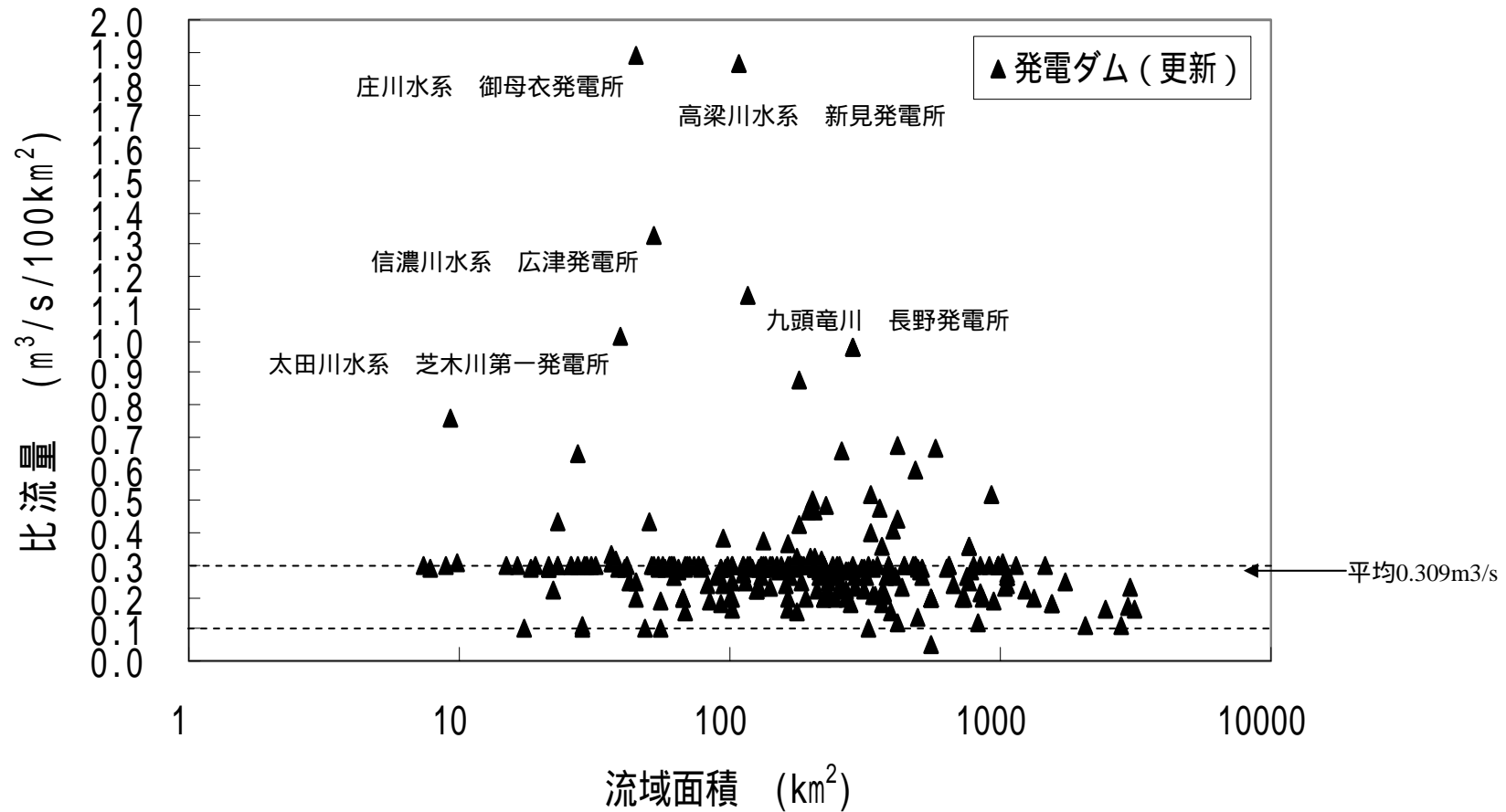
減水区間が生じていない。(246箇所)

発電ガイドライン以外で既に維持流量放流済。(237箇所、減水区間約900km)

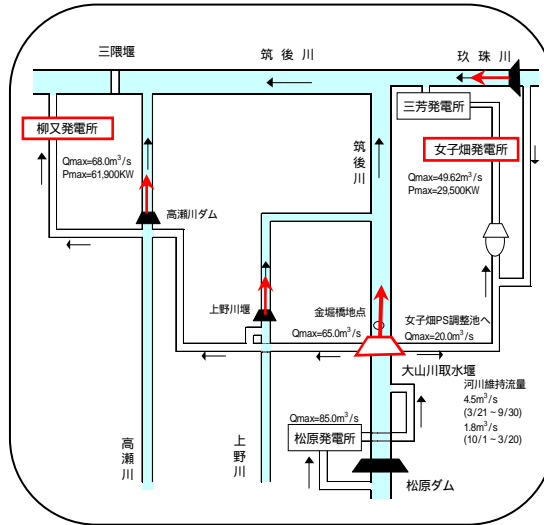
今後も放流予定なし。(561箇所、減水区間約2,600km)

ガイドラインによる放流量（比流量）の実績

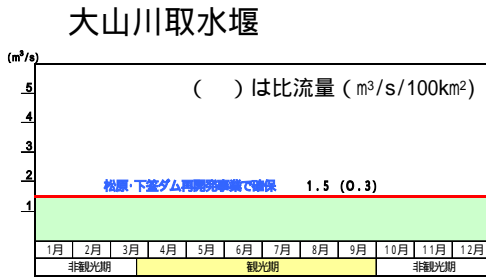
維持流量放流発電所の比流量と流域面積の関係



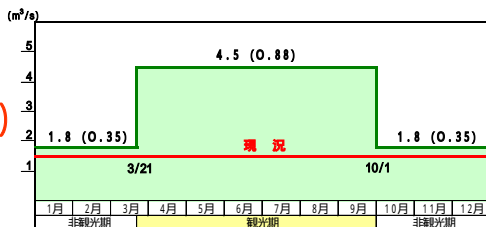
九州電力(株) 柳又・女子畑発電所における清流回復



(現況)



(増放流後)



大山川取水堰下流 (金堀橋上流89K400付近)

実写



CG

